

令和4年度「アート・プラットフォーム事業 海外現地のニーズを踏まえた  
効果的な情報発信に向けた実証事業」実施業務  
仕様書

## 1 事業の趣旨

文化庁では、現代アートをはじめ、デザイン、ファッション、現代建築などの近現代日本文化（以下、「現代アート・文化」という。）の国際的な価値評価向上による我が国の国内市場活性化を含めた現代アート・文化の持続的発展を可能とするシステムの形成を目指している。そのためには、現代アート・文化を扱う国内外美術館や国際展等のキュレーターや研究者等のネットワークの構築や海外における日本の現代アート・文化の評価状況の把握、日本作家及び作品が国際的な評価を高めていくために必要な情報の収集、調査研究並びにそれらの効果的な国際発信等といった総合的な取組が求められている。

特に、内需の縮小等、我が国の置かれている経済的な背景を踏まえると、今後、現代アート・文化の分野において、海外需要を踏まえたマーケティング・ブランディング・プロモーションを戦略的かつ効果的に施策を実施していくことが欠かせない。さらに、海外への効果的な発信に際しては、海外現地のニーズ等を踏まえながら我が国文化芸術の魅力（文脈や背景）とそれらを現代の形で提供する製品やサービスについて理解を深めることができるような発信方法の工夫が必要であり、その発信を通じて、新たな日本ファンの獲得や、新規顧客の開拓、インバウンド誘客に繋がっていくことが望ましい。

また、我が国の文化芸術を海外に発信するにあたり、経済的側面のみならず、その社会的・本質的な価値づけを学術面からも行うことにより、より説得力のある効果的な海外発信が可能となる。

こうした状況を踏まえ、我が国文化芸術に関する戦略的・効果的な海外発信の方法論について、実際に媒体の作成（再編集）、翻訳・配布をする過程で実証的に課題整理とノウハウの蓄積を行うことを目的とし、本事業を実施する。

## 2 業務内容

我が国の文化芸術の海外現地のニーズを踏まえた効果的な情報発信について、次の（１）（２）の事業を実施する。

### （１）海外潜在顧客等に向けた我が国文化芸術の効果的な海外発信事業（実証事業）

事業の実施に当たって、留意すべき事項は、以下の通り。

- ・我が国文化芸術について、一連のコンセプトをもってキュレーション・価値づけしたメディア（雑誌、書籍、映像等）の作成（もしくは再編集）、翻訳・海外配布を行う。
- ・掲載する文化芸術の内容については、一つの分野に限られることなく、様々な角度から我が国文化芸術の魅力を多面的に展開する形とすること。
- ・コンセプトの立案、キュレーションにあたっては、海外現地ニーズを踏まえるための必要な工夫（有識者への業務委託、ヒアリング等）を行うとともに、学術的な文脈を踏まえた整理・研究のもと行うこと。その際、この発信が新たな日本ファンの獲得やインバウンド誘客に繋がるものとなるよう、工夫を行うこと。
- ・発信する先（翻訳する言語）については、上記ニーズや整理・研究を踏まえた合理的な理由をもって説明できるものとする。
- ・配布先等を含む効果的な発信方法については、情報拡散力があるインフルエンサーなどにも

リーチできるような配布先の選定やその後の PR 戦略の立案がなされているとなおよい。

- ・国内の文化芸術関係者や企業等との連携を図り、発信効果を最大化する取組を併せて実施することが望ましい。
- ・その他具体的な検討に当たっては、文化庁と綿密に協議の上、進めることとする。

(2) (1) の取組に関する分析等に係る調査研究の実施

(1) の取組に際して、コンセプト立案やキュレーション、翻訳、構成、配布等、実際に事業を進めていくうえで課題や発見、事業を進めていく中でのステークホルダーとの調整方法など、今後の効果的な海外発信に向けての気づきを分析し、報告書としてまとめること。

3 委託内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務
- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記 (1) から (3) の業務に付随する必要な業務

4 業務の委託先

業務の委託先は、現代アート・文化に関する専門的知識と経験を有する我が国の団体で、原則として次の (1) 又は (2) のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
  - ア 定款に類する規約等を有すること
  - イ 団体の意思を決定し、監査する等の会計組織を有すること
  - ウ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

5 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日

6 委託手続

- (1) 委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、法人等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

7 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、法人等が委託契約書の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めるときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

## 8 業務完了の報告及び成果物の提出

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、別に定めるところによる委託業務完了（廃止）報告書を作成し、業務が終了した日から30日を経過した日、又は契約満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

また、業務完了（廃止）完了報告書の提出までに、委託業務成果報告書10部及びメール添付にてその電子データ（PDF ファイル形式）を提出しなければならない。

## 9 委託費の額の確定

（1）文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。

（2）上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 10 その他

（1）文化庁は、法人等における業務の実施が事業趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（2）文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（3）文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、調査を行うことができる。

（4）再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

（5）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。